髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 人
 内

 丁目2番20号
 大
 T
 日

 毎
 近
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日

目 次

| 告 示 | | ページ | |
|--------------------|-----------|-----|--|
| ○漁船損害等補償法による同意の成立 | (漁業管理課) | | |
| (2件) | 〈10・28掲示〉 | 1 | |
| ○漁船損害等補償法による付保義務消滅 | (") | | |
| (2件) | < " > | 1 | |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 | | | |
| な帰国の促進及び永住帰国後の自立の | | | |
| 支援に関する法律による医療機関の指 | | | |
| 定 | (福祉指導課) | 1 | |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 | | | |
| な帰国の促進及び永住帰国後の自立の | | | |
| 支援に関する法律による指定医療機関 | | | |
| の事業の廃止の届出 | (") | 1 | |
| ○公共測量の実施の通知 | (用地対策課) | 1 | |
| ○国土調査の成果の認証 | (") | 1 | |
| 公 告 | | | |
| ○争議行為の予告 | (雇用労働政 | | |
| | 策課) | | |
| | 〈10・16掲示〉 | 1 | |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 2 | |
| | | | |

高知県告示第647号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年10月28日 (掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

甲浦加入区

高知県告示第648号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年10月28日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

手結加入区

高知県告示第649号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成21年10月高知県告示第648号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年10月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年10月28日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

甲浦加入区

高知県告示第650号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成21年10月高知県告示第649号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年10月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年10月28日 (掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

手結加入区

高知県告示第651号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるもの とされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のと おり指定した。

平成25年10月29日

高知県知事 尾﨑 正直 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 森耳鼻咽喉科 高岡郡佐川町甲1360番地1 平25・10・1 高知県告示第652号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年10月29日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日 診療所はまゆう 南国市浜改田1277-1 平25・8・31 森耳鼻咽喉科 高岡郡佐川町甲1360番地1 " 9 30

高知県告示第653号

香美市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25

年10月15日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年10月29日

高知県知事 尾﨑 正直

1 作業種類

公共測量 (数値図化)

2 作業期間

平成25年10月10日から同年12月20日まで

3 作業地域

香美市

高知県告示第654号

四万十市下田、平野及び鍋島の各一部地区並びに幡多郡大月町 頭集の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26 年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果とし て認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月29日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 調査を行った者の名称
- (1) 四万十市
- (2) 大月町
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 四万十市下田、平野及び鍋島の各一部

平成23年度及び平成24年度

(2) 幡多郡大月町頭集の一部 平成23年度及び平成24年度

- 3 成果の名称
- (1) 四万十市地籍図及び地籍簿
- (2) 大月町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日

平成25年10月29日

公 告

平成25年10月11日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成25年10月16日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 事件
- (1) 増員要求について
- (2) 職場改善要求について
- (3) その他の要求について
- 2 日時

平成25年10月22日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

账

3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、 あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行 為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重 病患者のための保安要員は配慮する。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成25年10月29日

······

高知県知事 尾﨑 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる 地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 | |
|--------------------------|---------------------|---|--|
| 平成25年9月2日 25高東土第1641号 | 香南市野市町西野字ニノ丸375番1ほか | 香南市野市町西野 652番地13 有限会社石川共栄 不動産 代表取締 役 石川 泉 | |